

## 環境公害セミナー・水俣病-3



水俣病被害者と語る院内集会  
 (水俣病被害者とともに歩む国会議員連絡会主催)2025.2.14

### 目次

環境公害セミナー・水俣病-3	
「水俣病、現在、過去、そしてこれから ～患者と向き合って」(下).....	2
変わらぬ企業(チッソ・旧昭和電工)の体質.....	5
本当の復興、本当の明るい未来を作るために.....	6
データセンターについて.....	8
「学術会議法案」絶対反対.....	8
JNEP情報.....	9
活動日誌.....	10

## 「水俣病、現在、過去、そしてこれから ~患者と向き合って」(下)

水俣病被害者の会事務局長 中山裕二

### 前回まで

前回では、水俣病の公害認定、患者のたたかいと国、大企業による巻き返し、それに対する患者のたたかいの歴史にふれてきました。

本稿は最終回ですので、今にいたるたたかいと現在の取組みについて書いていきたいと思えます。

### 水俣病被害者救済特別措置法(特措法)の問題点

前号で、ノーモア・ミナマタ訴訟とそのもとで、特措法が成立し患者が救済されたことについて書きました。

ここでは、その特措法の問題点を述べます。一つは、加害企業チッソについてです。特措法でチッソは、事業子会社を作ること認められました。いわゆる分社化です。チッソが所有するすべての生産財と従業員が、外形的には何も変わらないのですが、あらたな会社に移りました。新会社はJNC(株)(ジャパン、ニュー、チッソ)です。

新会社はチッソのすべてを引き継いだのですが、引き継がなかったのが、「加害企業としての水俣病の責任」です。チッソに患者に払う一時金を出させるための政治判断と言われています。加害者は生き延びる道を確認したのです。

残ったチッソはJNCの全株式を保有しています。これを売り払えば、チッソは消滅し、水俣病の加害企業が消滅することになります。しかし株式の譲渡は、環境大臣の承認が必要です。要件は水俣病問題の解決と市場の好転です。現在は、いずれも満たしていないので、環境大臣は承認していません。この認識については、毎年、公害総行動の環境大臣交渉で環境省の意思として確認しています。

もう一つは、患者救済の方針をめぐってです。窓口を2年余りで閉じたこと、被害の実態にあわない被害地域の線引きと汚染期間の制限です。これによって、1万人近くが救済されませんでした。

### 健康調査

さらに問題は、特措法で規定されているにもかかわらず、不知火海沿岸地域の健康調査について、環境省は「調査手法の開発」を進めるとして、実施を先送りし、14年間にわたって徹底してサボタージュしていることです。発生初期の段階から被害の全容を明らかにしてこなかった国の責任は重大ですが、ここに来てもなお、後ろ向きの対応に終始しています。

### 特措法で救済されなかった患者たち

#### ノーモア・ミナマタ第2次訴訟

この救済されなかった患者が原告となったのが、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟です。2013(平成25)年熊本地裁の提訴を皮切りに、大阪、東京、新潟の裁判所でたたかわれています。

2023(令和5)年、大阪地裁で128名の原告全員勝訴の画期的な判決を勝ちとりました。翌2024(令和6)年、熊本地裁は、原告25名を水俣病と認めましたが、原告の訴えを除外で切り捨てる、水俣病裁判史上最悪の判決でした。また新潟地裁の判決は、26名を水俣病と認めましたが、国の責任は認めませんでした。

しかし、はっきりしているのは、環境省は原告全員を水俣病ではないとしています。しかし裁判所は、判決対象原告の半分以上を水俣病と認めたのです。環境省が特措法をもって水俣病は解決した、患者はいないとしたことの誤りが裁かれたのです。

表1 裁判の概要

	熊本	新潟	東京	近畿	計
提訴日	2013年12月11日	2013年6月21日	2014年8月12日	2014年月29日	
原告数	1,355	146	74	126	1,701
被告	チッソ 国 熊本県	レゾナック (旧昭和電工) 国	チッソ 国 熊本県	チッソ 国 熊本県	
原告死亡数	270	33	11	11	325
平均年齢	75.6	76	72.5	72.0	75.2
判決日	2024年3月22日	2024年4月18日	-	2023年9月27日	
判決対照 原告数	144	45	-	128	317
水俣病と 認められた 原告数	25	26	-	128	179
係属 裁判所	熊本地裁 福岡地裁	新潟地裁 東京地裁	東京地裁	大阪地裁	

ノーモア・ミナマタ被害者・弁護団全国連絡会議発行  
「ノーモア・ミナマタ 私たちの解決基本要要求」より引用

### 実務者協議

このように11年を越える裁判のたたかいをすすめながら、昨年5月1日に引き起こされたマイク切り事件を契機に新しい局面が切り拓かれました。環境省の事務方と実務者協議が行われることになったのです。

現在まで、ノーモア・ミナマタ全国連と水俣病被害者・支援者連絡会は環境省との協議をすすめています。

環境省は、これまでの答弁を変えていませんが、今後、国会での審理と相まって、少しでも解決に向かうようにしたいと思います。

### いよいよ大詰めのたたかい

今国会で、議員立法による新たな被害者救済法案を成立させ、被害者救済をすすめようとする動きが始まっています。水俣病被害者とともに歩む国会議員連絡会(西村智奈美会長)は60名となり、私たちの運動を国会で後押ししていただいています。昨秋の総選挙で、国会の力関係が大きく変わりました。少数与党による国会運営、夏の参議院選挙など不確定要素はありますが、この時期に法案を成立させて一気に解決に向かいたいと思います。

現在のたたかいは、表2のように7万人近い被害者を救済してきた後のたたかいであり、文字通り「すべての水俣病被害者救済」をめざす最後の総仕上げともいえるたたかいであると考えています。

### たたかいを支え続ける医師団・弁護団

最後に患者たちのたたかいを支え続ける医師団、弁護団についてふれておきたいと思います。

たたかい続けてきた中心が患者であることは、間違いのないところです。しかし、それに寄り添う専門家の力は欠かせないものです。

まず、医師ですが、「水俣病裁判・公害をなくする県民会議医師団」です。

掘り起し検診や調査、研究、それらをまとめた学会発表など、一貫して続けていただいています。新日本医師協会や全国保団連、全日本民医連の先生方に大変お世話になってきました。当時、地元には認定申請に必要な診断書を書いてもらえる医師がいない状況なかでの検診活動でした。これらの活動のうえに、熊本県民医連は、水俣診療所を開設し、4年後には水俣協立病院に発展させました。

この地に診療所が開設されて今年で50年になりますが、患者たちを物心両面にわたって支え続けてきました。今年、水俣協立病院の全面建て替え工事がはじまりました。新しい時代にむけて、現地の医療機関としてますます大きな役割を果たしていただけるものと確信しています。

弁護士集団は、水俣病の運動、何よりも解決にあたって、欠かすことのできない存在です。裁判で勝利することで局面を切り拓いてきました。

第一次訴訟の昭和40年代から現在のノーモア・ミナマタ訴訟にいたるまで、一貫して原告、患者を支えていただきました。

中でも馬奈木昭雄先生と板井優先生は、たたかひのさなかに水俣市に事務所を構えていただきました。簡易裁判所しかない水俣市は、弁護士としての生業はなりたたない地域です。水俣病の弁護団は、水俣病問題を解決する意思と能力をもった集団です。今後もいっしょに奮闘していきたいと思います

### おわりに

国や県にとって、水俣病問題の「解決」は、認定申請や裁判など紛争を終わらせるという意味です。被害の救済が終わったかどうかではありません。私たちが、すべての被害者の救済を求めてたたかい続けることが、いまこそ大事だと思います。

これまでの大きな教訓は、当事者である患者が文字通り命をかけてたたかい、情勢を切り開いてきたことです。国や財界が総力をあげてつぶそうとした水俣病を、昭和44年の提訴以来、裁判をたたかい、また裁判以外のたたかひをふくめて、患者救済をすすめてきたと思います。たたかってこられたすべての患者のみなさんに心から敬意を表したいと思います。また、それを支えてこられた医師や弁護士、全国からご支援いただいているみなさまに心からお礼を申し上げたいと思います。

これまでのたたかひに学びつつ、いま大詰めをむかえているたたかひに勝利して文字通りすべての被害者救済を実現するまでがんばりたいと思います。最後まで読んでいただきありがとうございました。

認定、政治解決、特措法						
水俣病患者総数（熊本県、鹿児島県） 2023年12月末						
補償制度と時期	熊本県	鹿児島	合計		備考	
①公健法認定患者 (1969年～現在) ＜うち存命＞	1,791	493	2,284		認定申請総数 約20,000人	
②政治解決(1995年)	8,834	2,706	11,540		保健手帳を含む	
③ノーモア・ミナマタ第1次訴訟 (2010年和解)			2,794	(A)	県別には未集計	
④水俣病特措法(2010年～2012年)						
保険手帳からの切り替え	14,797	1,998	16,795			
一時金+医療費他	19,306	11,127	30,433			
医療費のみ	3,510	2,418	5,928			
少計	37,613	15,543	53,156	(B)		
ノーモア・ミナマタ訴訟 +水俣病特措法 合計	(A)+(B)		55,950	(C)		
合計	48,238	18,742	<b>69,774</b>			

表 2

## 変わらぬ企業(チッソ・旧昭和電工)の体質

写真家 田中史子

私は1987年から今日にいたるまで水俣病の写真を撮っている写真家です。今回の環境公害セミナーを聞きながらある問題に注目しました。戦前からのチッソや昭和電工の企業体質です。

中山裕二さんは今回の環境公害セミナーで、チッソも昭和電工も財閥に次ぐ影響力を持って地元を君臨し、労働者は牛馬のようにこき使っていたと言われましたが、私が聞いたのは自社社員に対する人権侵害です。

30年ほど前、私はチッソ第一組合の嘉松駿次さん等7人の労働者から聞き取りをしたことがあります。安賃闘争※の後、チッソは労働者全員を締め出し、まず会社に歯向かうことのない労働者を構内にいれ第2組合への勧誘を図りました。

社会党系、共産党系、告発グループなどの活動家は最後まで残され、自宅監禁になったり隔離部屋に閉じ込められたり技術者なのに仕事を与えられず庭の草取りやミカンの穴掘りをさせられることが半年も続き、昇給昇格も差別されました。一方、御用組合である第2組合の人たちは昇給昇格も順調でした。

チッソに勤務していた人にも水俣病患者がいたという話を聞き、中山裕二さんに聞いてみるとこんな話を聞かせてくれました。

MTさんは塩素ガスによる中毒で肺活量が普通の人の1/3しかなかったが結局亡くなった。第2組合員ですが労災認定を受けています。工場内のバルブやパイプからは塩素ガスが噴き出していましたから被害を受けた人は多かったはずですが、MTさんはマスクや手袋の支給を受けていましたがそれでも被害を受けました。大体危険な作業は下請けの人がやります。爆発もあったといいます。塩素のほかに鉛の中毒もありました。

パイプやタンクの内張に鉛を使うのです。鉛工の人が溶接の際鉛の蒸気を吸い込んだためにおきたものです。

手足がしびれ、歯がぼろぼろとなった。30代で総入れ歯になるほどです。会社は解毒剤として牛乳を支給していた。チッソは漁業補償のかわりに漁民を工場に雇用した。工場勤めは三交代制で昼間時間がある。だから魚をとることもあり、労働者の中にも水俣病が発生した。彼らはすべて認定となった。その他の労災としては塩ビモノマーによる肝臓障害、機械、爆発などによる身体の破損があった。

前述の松田猛さんの両親は水俣病認定患者で明水園に入所している。MTさんは労災で死亡。妻は水俣病の申請をして棄却となった。最申請はしなかった。子どものうち姉のY子さんは看護婦をしていたが今はやめて子育てに専念している。弟は胎児性水俣病で死亡している。一家がチッソのために破壊された例です。

当然、地元の人たちの人権など認めるわけがない。水俣病の原因がチッソの排出する水銀だと明らかになってからも、サイクレーターで無毒化したとうそを言って排液を水俣川河口から不知火海全域に放出しました。新潟の昭和電工も水俣病の原因が明らかになっていたにもかかわらず、同じカーバイトスラッジを阿賀野川に放出しました。私が撮影した1988年ころにはまだ旧昭電の裏山にはカーバイトスラッジが山とつまれていたし、敷地内の溝やプールには真っ白な液体がたまっていました。その水はまっすぐ阿賀野川へと注ぎ込んでいたのです。

昭電の労働者だった江花豊栄さんも水俣病患者ですが、やはり工場内には汚れた空気が充満していたので、会社はなんの薬とも明かさず労働者に錠剤を与えていたということです。

この時に、大企業、国、県にもっと人権意識があったら、こんなに大きな被害にならなくて済んだのにとつくづく思います。

#### ※安賃闘争

チッソが労組の賃上げ要求に対して「安定した賃金を与えるから合理化に協力せよ」という逆要求を出してきたことに反発して労組が180日余のストライキを行った闘争。

## 本当の復興、本当の明るい未来を作るために

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟団原告団長 中島 孝



福島原発事故から14年経ちましたが、避難指示がでた12市町村では、14年経っても、政府発表でも約2万4千人が避難したままです。小中学生は事故前の11%に激減しています。さらには、避難者の4割の人々がPTSDを疑われています。

政府は、第7次エネルギー基本計画で、これまで曲がりなりにも維持してきた「原発依存度の低減」を投げ捨て、「原発の最大限活用」に舵を切りました。

ふるさとも戻れず、生業も再開できず、壊された自宅跡に立ち尽くす10数年、そしてその先も見えないという状況が続いているのに、です。

一方相双地域には、イノベーションコースト構想だとか、未来創造グリーンイノベーションゾーンだとか、カタカナ文字の企画や真新しい建物が目白押しです。しかし例えば、ALPS処理汚染水を海に流すことにも、あるいは中間貯蔵施設に保管されている汚染土の再利用についても、相対立する見方、意見があります。そういう対立は、専門家の間だけではありません。普通の住民のなかにそれはあります。しかし住民間のずれ、対立は、私は事故後の最も深刻な問題だと思っています。

この対立は、情報の質に原因があります。原発再稼働を妨げない範疇の情報が政府等から大量に流され、そうでない情報は「復興を妨げる」かのような扱いと共に隅に追いやられています。

ALPS処理汚染水は安全だと言いますが、それは薄めて放出するを満たしている場面では基準内でしょう。しかし全部流したとして、放射性物質の総量が私たちに健康被害をもたらさないかどうかは別の問題です。そしてその検証はできません。だって、全部流したことないから。

8000ベクレルの汚染土を再利用して野菜を作って、健康影響はないかどうかは、実はわかりません。なぜならそうした野菜を20年も30年も食べたことないから。したがって不安に思う気持ちが消し去れないのは当然のことです。

こうした不安を持つこと自体、復興を妨げる非科学的態度だと決めつけて復興のスキームが組まれてしまっていることが、不信と対立の原因ですが、。

実は生業訴訟が仙台高裁で争っていた時に、第1回目の裁判の時に国側代理人の若い女性弁護士が言った言葉が、この「原告は放射能被害におびえているというのが、現在放射線量は十分に低いのであり、それにもかかわらず不安だというのは科学を理解しようとしないう非科学的の立場だ」と言ったのです。しかし、仙台高裁の判決は、国に事故の責任があるという勝利判決でした。

ところが2022年6月17日の最高裁判決は、事故を起こした責任は国にないという、驚くべきものでした。

国策民営と言われるように、国が原発を推進してきたことはよく知られた事実です。それが、なぜ責任がないということになるのか。何があっても原発はやめたくないという国の動機があるのだと、最高裁判事はそれにへつらっているのだと、強烈に感じたものでした。

2022年6月17日、菅野博之裁判長の判決言い渡しの途中、そのなかばあたりで我々を負かせたことがわかりました。「想定外の津波であり、仮に国が対策を取らせたとしても事故を防ぐことはできなかった可能性があることから、国が東京電力に安全対策を指示しなかったことをもって、国に責任があるとは言えない」というのです。

最前列の私は、一瞬カッとになって菅野裁判長をにらみ付けていましたが、ふとその左側の白髪の裁判官と目が会いました。じっと私の目を見ているので、「なんだ、お前も我々をさげすむのか」と思ってにらみ返しました。あとで分かったのですが、その人こそ、「想定外という言葉に頼ってはならない。国および東京電力が法令に従って真摯な検討を行っていれば、適切な対応をとることができ、事故を回避できた可能性が高い。地震や津波の規模等にとらわれて、問題を見失ってはならない」と述べて、原告の主張にこそ道理があるとする反対意見を書いた、あの三浦守裁判官でした。

三浦裁判官の反対意見書は、「最高裁第2判決」と呼ばれて、生業訴訟はじめ全国の原告団を励ましています。生業訴訟第2陣1,800人のたたかひの今後の道しるべともなっています。

ところが、最高裁の権威になびいて、その後の全国の判決はいずれも同じ理屈で国を免責しています。裁判所が正義を放り投げているとしか思えません。

汚染水の海洋放出にしても、甲状腺がんの多発にしても、汚染土の再利用にしても、原発再稼働や増設を急ぎ、住民の不安に寄り添い慎重になるのではなく、暮らしを直接応援するのでなく、無視してゴリ押ししようとする政府の姿勢では不信と絶望ばかりが蔓延することになってしまいます。

二度と原発事故を起こしてはならない、そのために原発はなくさなければならぬと、生業訴訟は第2陣1800人が福島地裁でたたかっています。ことし8月26日には結審となります。来年3月までには判決となるかもしれません。地裁、仙台高裁で勝ち、最高裁で勝つてこの間の不当判決を改めさせるため、新たな署名を呼び掛けて、第4次の全国キャラバンを始めました。みなさまもどうぞ署名へのご協力をお願いいたします。

政府が総力を挙げて原発推進をしている中で、それに反対する世論を大きくしていくのはそう簡単ではありません。政府に忖度するマスコミなどもあり、原発回帰が私たちの暮らしや経済をより困難にしている現実が見えにくくなっています。

温暖化対策だから原発だ、ウクライナ、ガザ攻撃でエネルギーが高くなっているから原発だと政府は言いますが、ウラン燃料製造の過程で二酸化炭素が大量に出るのが原発です。再エネを棚に上げて化石燃料発電に固執するから、円安で電気代高騰、生活の困窮が起きているんじゃないでしょうか。

みなさん、原発推進をやめさせることは、こうした福島無視、地域経済無視、大企業中心、大都市一極集中を止めさせることです。憲法に則り、私たち一人一人が大事にされ幸せになれる社会を作ることです。私たち生業訴訟原告団もがんばります。力を合わせて本当の復興、本当の明るい未来を作るために共に頑張りましょう。

「原発いらない！ 県民大集会」  
於福島市パルセ飯坂(3月15日)

## データセンターについて

公害・地球懇政委員会

これから情報化社会が進行するという口実のもとで、巨大な電力を使うデータセンターが必要になると、政府や大企業は言い始めました。データセンターはどんなものか、膨大なCO<sub>2</sub>と排熱を出すというのに周辺環境にどんな影響があるのかも全く説明はありません。これについての問題点を少し書きます。

データセンターは、企業のデータ保有管理、様々なデータ計算の場所貸しなどのほか、最近ではAI人工知能のより大きな計算をするコンピュータセンターとして拡大している。

第7次エネルギー基本計画で、政府は、半導体製造工場とデータセンターの増加により全国の電力消費が2040年までに最大2割増えるので、大型発電所の増加が必要だとした。

### 全国でデータセンターが増加中

全国でデータセンターの新設計画が相次いでいる。これによる消費量増加をいくつかの研究チームが検証、半導体製造工場とデータセンターの電力消費割合は2%未満なので、この部分が急増するとしても全国の電力消費量は他の省エネで減少、あるいは増えるとしてもそんなに増えないと試算している。

### 地域で立地計画があると大きな影響

一方、地域でデータセンター計画があると地域は大きな影響を受ける。

東京都昭島市では、全国のデータセンターを合わせたCO<sub>2</sub>排出量・電力消費量という巨大データセンター計画があり、電力消費量は市全体の6倍、CO<sub>2</sub>排出量は市全体の4倍になる。

東京都日野市でもデータセンター計画があるがこちらの事業者は電力消費量もCO<sub>2</sub>排出量も明らかにできないと主張し、明らかにしないまま建築許可を求めている。昭島市の場合、市の工場・オフィス・家庭・交通などのこれまでの温暖化の努力は台無し、市の温暖化対策計画は大変なことになる。それだけではなく、データセンターの排熱が市全体の4倍になり、夏場の猛暑日などで地域への影響、住民とりわけお年寄りや子供など健康弱者への健康影響が心配される。この影響を明らかにさせた上で、その是非を住民参加で徹底議論する必要がある。

### 制度未整備だが、県や市町村には許可権限

こんな巨大施設でも、排出が大きくてもデータセンターは国や自治体の政策には関係ないとして、環境アセスの対象にはなっていない。

一方、都道府県や市町村は、土地改変や建築許可などの許可権限を持つ。この権限を利用し、自治体は地域の環境影響、住民とりわけ健康弱者の健康影響を事業者に明らかにさせ、考えて意思決定をすべきである。

## 「学術会議法案」絶対反対

公害・地球懇常任幹事 奥田さが子

今、「学術会議法案」が閣議決定され、

衆議院本会議で審議が始まりました。

政権による学問の統制を進めるため、学術会議の組織・運営を内閣府の所掌事務とし、憲法23条に立脚した従来の学術会議法の前文を削除するものです。私たちは、学術研究団体ではありませんが、今までのさまざまな運動の中で、研究者の力を借り、科学的知見を大切にしながら運動を進めてきました。

この法案は、軍事目的の研究を拒否してきた学術会議の独立性を奪い、政府の言うなりになる研究だけをすすめようという意図のもとに用意されたものです。

学術研究は権力者に忖度せず、科学や倫理に基づいてしっかり物言えることが絶対必要です。強行採決は絶対許してはならないと思います。

## JNEP情報(2025年4月)

### 東京電力柏崎刈羽原発の再稼働めぐり住民投票請求を県議会が否決

住民団体「柏崎刈羽原発再稼働の是非を県民投票で決める会」が東京電力柏崎刈羽原発の再稼働を住民投票で決める条例を有権者の12分の1で請求したが、新潟県議会は臨時会本会議で自民党公明党会派などの反対で否決した。

### 電事連、非効率石炭火力廃止延期主張

電気事業連合会は、2030年までに非効率石炭火力を廃止する政策について、期限を切った石炭火力を廃止に反対、事業者に裁量と時間の余裕を求め、延期を求めた。また稼働率が下がっても採算が維持できる容量市場（電気代に上乗せして設備を持っているだけで発電業者にお金が入る仕組み）などをさらに発電業者に有利にする環境整備を求めた。さらに早期の廃止に補償などを求めた。

### OECDが日本の環境保全の報告書

OECD経済協力開発機構は、日本の環境政策の報告書をまとめた。

報告書は、以下のように政策の課題、強化すべき分野などを指摘した。

- ・日本は温暖化対策を強化する必要がある、2030年目標2013年比46%削減に対し2022年は19%削減でもっと速い速度の削減が必要で、依然として化石燃料依存度が高い。より高い炭素価格、独立した諮問機関が有効である。

- ・対策にはクリーンエネルギーへの移行が必要であるが、再生可能エネルギー電力割合はOECD加盟国の平均の3分の2にとどまっている。政府は再エネの潜在力を活かすため、長期にわたる許認可手続き、不十分な送電網などの課題に取り組むべき。

- ・政府は非効率石炭火力削減政策はあるものの、パリ協定に整合的な速度で抑制されていない石炭火力を段階的に廃止するロードマップを策定すべき。

- ・省エネで対策強化が求められる。断熱では既存建築の基準強化、再エネの建物への導入が有効。運輸の強化された電化目標を設定し税と補助金を見直すべき。

- ・化石燃料支援策を見直すべき。セクター別の燃料税の減税や、海外における化石燃料プロジェクトへの公的支援は体系的見直しが必要。エネルギー価格高騰で2022年に導入された補助金を廃止すべきである。

- ・環境政策の一貫性と費用対効果を高める余地がある。脱炭素転換推進にはより包括的で費用対効果の高い政策パッケージと優れたガバナンスが必要。エネルギー税や自動車税、環境影響評価、許認可制度の強化が期待される。「グリーン・トランスフォーメーション(GX)基本方針」が策定されたが、政策間連携、制度間調整、国民参加を強化する必要がある。

- ・政府が計画する炭素税強化は強化されると有効である。

- ・自治体脱炭素では地方自治体の環境データの入手可能性向上で、地域の状況をより深く理解し、地域に根ざした政策が可能になる。

## 活動日誌

### 3月

- 8日(土)さよなら原発集会：代々木公園
- 9日(日)原発ゼロ新宿パレード
- 21日(金)シンポジウム「地域の脱炭素化実現へのロードマップ」
- 25日(火)公害総行動事務局会議
- 31日(月)映画「誰のための公共事業 - ギロチンが宝の海を壊した」

### 4月

- 7日(月)原発をなくす会主催  
樋口英明さん講演 (於：全労連会館)
- 11日(金)東京地評主催  
樋口英明さん講演
- 18日(金)大気 トヨタ本社前宣伝行動
- 19日(土)～20日(日) アースデイ東京2025

第62回ギャラクシー賞上期 奨励賞受賞作品  
**「誰のための公共事業  
- ギロチンが宝の海を壊した」**

YouTubeで見ることができます  
<https://www.youtube.com/watch?v=i8pDCEiGGVU>

全国公害被害者総行動に対してたくさんのカンパが寄せられました。  
ありがとうございました。  
引き続き署名にご協力をお願いします。

## 今後の日定

### 4月

- 24日(木)リニア訴訟第5回口頭弁論  
東京高裁101号法廷
- 24日(木)公害総行動 第2回実行委員会
- 27日(日)オンライントーク「柏崎刈羽原発 県民投票求める民意の行方」  
<https://foejapan.org/issue/20250401/23487/>

### 5月

- 3日(火)憲法集会 有明防災公園  
11:00 開場 パレード 14:30より
- 4日(水)公害総行動 第3回事務局会議
- 10日(土)シンポジウム  
「司法の再生をめざして」  
主催/出版記念シンポジウム  
実行委員会
- 15日(木)新潟水俣病 東京高裁期日
- 17日(土)公害弁連第54回熊本総会  
場所：熊本県弁護士会  
3階大会議室(ZOOM参加可)

### 6月

- 4日(水)～5日(木)  
第50回全国公害被害者総行動
- 15日(日)日本環境会議 (JEC) 主催：  
＜公開市民シンポ 第3弾！＞
- 16日(月)6・16最高裁ヒューマン・チェーン

発行 : 公害・地球環境問題懇談会  
(公害・地球懇/JNEP)  
連絡先 : 〒160-0022 東京都新宿区新宿2-1-3  
サニーシティ新宿御苑10F  
TEL 03-3352-3663  
FAX 03-3352-9476  
郵便振替: 00140-1-80892  
加入者 公害・地球環境問題懇談会  
URL : <http://www.jnep.jp/>